

令和8年度 第2回 横浜市環境影響評価審査会 会議録	
日時	令和8年4月20日(月) 13時30分～16時06分
開催場所	横浜市役所18階 なみき9・10・11・12会議室
出席委員	奥委員(会長)、中西委員(副会長)、稲森委員、上野委員、大島委員、酒井委員、田中修三委員、田中伸治委員、藤井委員、山口委員、横田委員
欠席委員	稲垣委員、片谷委員、菊本委員、藤倉委員
開催形態	公開(傍聴者 4人)
議題	1 (仮称)旧上瀬谷通信施設観光・賑わい地区開発事業 計画段階配慮書について 2 (仮称)扇町天然ガス発電所建設プロジェクト 環境影響評価方法書について 3 家庭系プラスチック資源再商品化プラント建設計画 計画段階配慮書について 4 (仮称)深谷通信所跡地公園整備事業及び(仮称)深谷通信所跡地墓園整備事業 環境影響評価準備書について
決定事項	不開示情報に関する審議については非公開とすることを決定する。
<p>議事</p> <p>1 議題</p> <p>(1) (仮称)旧上瀬谷通信施設観光・賑わい地区開発事業 計画段階配慮書について</p> <p>ア 意見聴取の依頼</p> <p>イ 計画段階配慮書に係る手続について事務局が説明した。 質疑、特になし</p> <p>ウ 計画段階配慮書について事業者が説明した。 その中で、計画段階配慮書の訂正について説明した。</p> <p>【事業者】 本事業の説明に先立ちまして、1点、計画段階配慮書の訂正事項がございますので御説明をさせていただきます。配慮書の1-14ページです。新たなインターチェンジ整備事業(新たなIC)の整備時期、供用開始時期の訂正です。このページには、「事業者である横浜市により、令和9年度から令和12年度にかけて整備がなされ、令和12年度に供用開始が予定されています」と記載されておりますけれども、正しくは、「事業者である横浜市により2027年度から2030年代前半にかけて整備がなされ、2030年代前半に供用開始が予定されています」ということになります。既に縦覧が開始されている配慮書と電子データにつきましては、速やかに正誤表、シール等による訂正作業を行わせていただきます。申し訳ございませんでした。訂正いたします。</p> <p>エ 質疑</p> <p>【奥会長】 御説明ありがとうございます。 先ほど冒頭に事業者の方から図書の訂正について御説明がありましたので、そちらについては事務局の方で速やかに訂正作業が行われるように調整をお願いいたします。</p> <p>【事務局】 承知いたしました。</p> <p>【奥会長】 では、ただいま御説明いただきました事業概要の内容について、委員の方から御質問や御意見がありましたらお願いしたいと思っておりますが、い</p>	

かがでしょうか。藤井委員、どうぞ。

【藤井委員】 よろしく願いいたします。

お願いなのですが、今回、土地区画整理事業から公園整備事業、インターチェンジも含めて、いろいろな事業が連続していく中で、調査結果の共有とか、情報の共有、方針の共有とかはかなりあると思うのですね。それをまずしっかりしていただきたいということが一つです。

もう一つは、おそらくこれだけ連続的に改変が起こった場合に、本来考えていた環境が安定する前に次の工事が始まるということの繰り返しになるような気がしていて、その場合に、そちらが事業を始めたときの状態で判断するのではなくて、今後もっと（環境が）定着する中で、環境がもっと良くなっていくという前提でまず考えてほしいです。また、おそらく、方針をどこかで変えなくてはいけない部分も出てくるような気がしています。生物を保護するにしても、いろいろな考えがある中で、最初は「こうなるだろう」ということで、「こうしよう」という方針で進めていると思うのですが、皆さんが事業を始められる段階では、より良くするために方針を変えた方が良いという部分も多分出てくると思うのですね。そこを少し柔軟に対応できるような仕組みとか、そういう対応をしていただければ良いと思いました。よろしく願いいたします。

【奥会長】 ありがとうございます。事業者の方、お答えは何かございますか。

【事業者】 御質問ありがとうございます。2点頂戴しています。

まず、各事業としっかりと連携、共有しながらというお話です。説明の中でもありましたけれども、横浜市との巨大な官民連携事業だと捉えておりますので、しっかりと連携、共有しながら、既に行っておりますけれども、引き続き進めていきたいと考えています。

それから二つ目ですけれども、全体的な工事が連続する中で、柔軟な対応ができるようにしていただきたいというお話かと思っています。これにつきましても、現時点では、今回御説明したような考え方で配慮していくということで、これから環境影響評価という側面でも徐々に話が進んでまいります。それから事業全体も、他の事業含めていろいろなものが進んでいくというような中で、これも同じお答えになりますけれども、横浜市ともしっかりと連携しながら、必要に応じて柔軟な形で進めていけるように、しっかりと御指摘を踏まえて検討していきたいと考えています。

【奥会長】 よろしく願いいたします。藤井委員、よろしいですか。

【藤井委員】 はい、ありがとうございます。

【奥会長】 それでは、大島委員、その後、横田委員の順番でお願いいたします。

【大島委員】 私からは質問がございません。

今の説明でテーマパークの具体的内容についてほとんど触れられていませんでした。まだ具体的に決まっていなからかもしれませんが、現時点で想定されるテーマパークの具体的なテーマ、客層がどんなところを予定しているのか、あるいはどの程度の規模の施設を予定しているのか、今分かる範囲でテーマパークの内容についてお聞かせいただきたいと思います。

【奥会長】 お答えをお願いいたします。

【事業者】 ありがとうございます。

御質問は、テーマパークの内容で、今決まっているもの、分かっているものを教えていただきたいというような御質問と理解しております。今、まさにテーマパークの計画検討を進めている段階でして、当然この環境アセスメントの内容も踏まえて、計画検討を進めさせていただいております。今現在お答えできる場所としては、本日の御説明内容にもありますけれども、テーマパークの敷地規模としては約 50 ヘクタールです。今、その中身について鋭意検討を進めているという形です。こちらのアセスの手続に基づいて、適切に計画の内容をお示しする段においては、その中できちんと説明させていただきたいと思っています。

【奥会長】 大島委員（、いかがでしょうか）。

【大島委員】 現時点ではそういうことだと思いますが、やはりテーマパークの施設によっても環境に与える影響は違ってくるかと思しますので、その辺は具体的に決まり次第、適宜情報提供していただければと思います。私からは以上です。

【事業者】 ありがとうございます。

【奥会長】 ありがとうございます。大島委員の御指摘、非常に重要でして、正確に定量的に環境影響を調査、予測、評価するためには、計画の具体性がある程度担保されていないとそれが叶いません。是非できるだけ早く、計画の中身を明らかにしていただきたいと、私からもお願いいたします。計画段階配慮書 3-1 ページの「配慮の内容」の最初の「・」にも、「主要施設の配置を検討します。」と文章の中にありますけれども、そもそも主要施設として何を想定されているのかが分からないと、この文章自体も意味を持たないものになってしまいますので、是非早期の具体化をお願いいたします。ありがとうございます、大島委員。

それでは、横田委員、どうぞ。

【横田委員】 はい、ありがとうございます。

配慮事項に応じて3点ほどお伺いしたいです。まず、(スライド 31 ページの) (2)です。「環境資源等の現況把握」を行うということですがけれども、この配慮書で出されている(地域の概況の)情報が主に土地区画整理事業前の話であって、現況というのはもはや土地区画整理事業前ではないのではないかというのが私のコメントです。土地区画整理事業の影響を受けた現況というのを考えているのかを教えてください。

また、(スライド 33 ページの) (4)ですけれども、(旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画) デザインノート等に基づいて水とみどり等の確保の検討をいただくということですが、デザインノートを拝見すると境界部分に関する設えがメインに述べられていて、あまり土地の内部に関する指針にはなっていないかと思えます。この観光・賑わい地区の内部に関してどのような指針等に基づいて環境を確保されようとしているのかを教えてください。

最後に、(スライド 34 ページの) (5)に関しては、こちらも例えば内水氾濫のリスクなどの情報も土地区画整理事業の前で、河川の切り回しの前の状態です。重要なのは土地区画整理事業を行われた後のリスクであったり、あるいは新たに駐車場を整備することなどによるリスクだと思

うのです。そういった形で、現状の災害情報などをどの時点に関して取って、配慮を目指されるのかをお伺いしたいです。また、周辺との生態系の繋がりについて、デザインノートには、歩行者に関する記載はあるのですが、自然に関する記載はあまりなくて、ここ（配慮事項(5)）で連続的な生物の生息環境というような言葉が出ていますので、どういった連続性を検討されているのかというのを伺いたしたいと思います。

以上の3点です。お願いいたします。

【奥会長】

それでは、事業者の方、お答えをお願いいたします。

【事業者】

御質問ありがとうございます。株式会社三菱地所設計と申します。

まず、現況をいつと考えるかという大変貴重な御指摘だと思っております。御承知のように、現在、現地は土地区画整理事業で工事が進められておまして、この観光・賑わい地区も仮囲いの中で造成工事等が行われているという状況です。今後は、説明にもございましたけれども、来年の3月から2027年国際園芸博覧会が開催されまして、それが終わった後、残りの造成、博覧会で駐車場として使っていたところを含む造成であったり、相沢川の埋戻しであったり、そういった造成工事を経て、この観光・賑わい地区の土地として竣工、それを私どもが引き渡しを受けるといふふうに考えています。そういう考え方で申しますと、一つの考え方として、現況というのは、土地区画整理事業が終わった時点の段階という考え方もできるかと思えます。

それ以降に、観光・賑わい地区のテーマパークを中心とした工事、供用、それらがその現況時点での環境に対してどういった影響を与えていくのかの予測評価を行っていくと。今後、方法書を進めていく段階でも、この辺りの考え方は、とにかくいろいろな事業が同時並行的に進んでいますので、横浜市とも一つ一つ共有をしながら、現況の考え方ということを押さえていきたいと思っています。

もう一つ、生態系の繋がりということですが、土地区画整理事業（の実施区域）の南東部に、瀬谷市民の森ですとか上川井市民の森ですとか、市民のための森が整備されています。そこは観光・賑わい地区の隣ではないのですが、防災・公園地区を挟んで一体となった緑地の繋がり、生態系の繋がりといったことが重要になってくると思います。我々の観光・賑わい地区も防災・公園地区と隣接するゾーンがございますので、そのあたりの連携をしっかりと取って考えていきたいです。

最後に、デザインノートの境界の考え方ではなくて、内部についてどう考えていくかという問いです。

【事業者】

これは三菱地所株式会社から（お答えします）。2点目の御質問だと思いますけれども、グリーンインフラですとか、あるいは緑の環境形成のようなものを敷地内においてどのように進めていくかということですが、まさにこれから検討（を進めていくもの）と考えています。もちろんデザインノートに関する周辺部の考え方もそうですし、横浜市が各種定めている上位計画ですとか、関連計画のようなものもそうですし、あるいは私どもとして今回のこの事業においてどのような形で緑の環境形成にしっかりと向き合っていくのかというようなことも、これらを踏まえて具体的にこれから検討して落とし込んでいかなければいけないものだと考えています。御指摘を踏まえまして、今後しっかりと検討してま

いりたいと考えています。

【横田委員】 ありがとうございます。土地区画整理事業の後からの事業だと考えると、やはり現状をきちんと把握し直していただくことが一つ大事なことで、土地区画整理事業の事後調査でも行われていることですので、よく連携を取っていただいて、現況を押さえていただきたいと思います。それは方法書以降のことですけれども。

それから、(スライド 33 ページの) (4)の内部の自然の観点です。(配慮書には) グリーンインフラ、NbS (Nature-based Solutions: 自然を基盤とした解決策) も書いてありますけれども、新たに復元しなければ自然というものがもうすっかり損なわれているかもしれないわけですよ。復元を目指そうというのは、ある意味で博覧会でもある程度検討されていることだと思うので、博覧会のレガシーに沿った内部の NbS やグリーンインフラの考え方というものをどう考えるのかを、是非市と共同して検討していただきたいと思います。

(スライド 34 ページの) (5)の外周部の話も、やはり少し気になるのは、自動車交通が非常に増大するような方向に振れていっていないかということです。インターチェンジもありますし、駐車場の面積も非常に広く取られているように思います。そういったところで内部をどういうふうに豊かにするのかは、かなり重要な視点になってくるように思いますので、より具体的に検討していただきたいと思います。

以上です。

【奥会長】 どうぞ、事業者の方。

【事業者】 御指摘ありがとうございます。まさに今のポイントは重要なところだと思っています。私どもとして、観光・賑わい地区として、しっかりと今のような御指摘も踏まえて、どうやって向き合っていくかを検討していくということもございますし、やはり上瀬谷地区全体として横浜市と連動して、公園ですとか農地もありますので、こういったものを含めて全体としてどのように緑の環境形成を行っていくのか、あるいは道路空間の整備を行っていくのかというようなことは、しっかりと連動して、連携して全体として捉えてしっかりと進めていきたいと考えています。

【横田委員】 ありがとうございます。よろしく願いいたします。

【奥会長】 ありがとうございます。

それでは、田中修三委員お願いいたします。

【田中修三委員】 私の方から、土壌汚染について意見を述べたいと思います。今のスライド 33 ページで、土地区画整理事業で土壌汚染対策が講じられるので、本事業に着手する時点では汚染土壌は存在しない前提でいるということです。今回の事業で、掘削深さはまだはっきりと決まってないかもしれませんが、掘削深さによっては必ずしも土地区画整理事業で対策を講じた範囲内とは限らないわけです。かなり深い部分を掘らなければいけない場合には、それとはまた別の所での土壌汚染ということもあり得ますので、最初から汚染土壌は存在しない前提というのは、いかがなものかと思います。掘削深さが土地区画整理事業で掘削された深さの範囲内でしかあり得ないということであれば別ですけれども、そうでなければ、ここはやはり存在しない前提で進めるものではなく、工事の内容によっては土壌汚染に対しても対策を講じなければいけないことが出てきます

ので、その辺を十分承知しておいていただきたいと思います。以上です。

【奥会長】 ありがとうございます。事業者の方、いかがですか。

【事業者】 株式会社三菱地所設計です。御指摘ありがとうございます。

土壌汚染に関しましてはおっしゃっていただいたとおり、この既往調査というのが、地歴調査、その地歴調査を踏まえた表層の調査、表層で汚染があった所は深度方向の調査という手順で行われていると理解しております。今後の工事で、それ以外の所を掘削する土につきましては、その土を場外に搬出する際に受入れ先の基準に基づいた調査を行いまして、受入れ上問題がないところに搬出していくことを考えています。汚染土壌が存在しない前提というのは少し言い過ぎかもしれませんが、表層調査とそれに伴う深度調査の結果では存在しないことが確認されているということで、自然由来とか、そういったものが深い所に出てくる可能性は否定できないと考えています。その辺りも、適正に施工の方を進めていきたいと考えています。

【事業者】 いずれにしても、法律に基づいて適切に対策を取っていくことは大前提です。しっかりと進めてまいりたいと考えています。

【奥会長】 田中修三委員、いかがですか。

【田中修三委員】 結構です。そのようにお願いいたします。

【奥会長】 他はいかがでしょう。

山口委員、お願いいたします。

【山口委員】 御説明ありがとうございました。

委員の皆様から意見が出て、同じような内容になってしまうのですけれども、元々の自然植生がここに残っているかということとか、そもそもテーマパークの施設が何かということです。エネルギー関連もかなり運用にかかってくるのが想定されるのでその辺りの検討と、創エネも最大限入れていくことを想定されていると思うのですけれども、施設が何になるかということから早めに計画が進めば良いというふうには思っています。

もう1点が交通です。来街者が年間1,200万人、その後年間1,500万人という想定で、単純に一日6~7万人くらいが来て、ピークになるともっと来るとか、そういった想定があるかと思うのですけれども、周辺の状況からいうと、交通がかなり厳しい状況にあるのではないかと想像されます。近くの交差点の辺りまで行くと一般住宅もあったかと思えますので、その辺りの住宅への影響というのも十分配慮していただきたいと思います。以上です。

【奥会長】 ありがとうございます。

事業者の方、いかがでしょうか。

【事業者】 ありがとうございます。2点いただきまして、1点目は計画検討を早く進めて、エネルギーや自然環境の維持保全といったところについても進めてほしいということでした。御指摘を踏まえて、しっかりと早期に進めてまいりたいと、必要なタイミングで、適切な情報提供が図れるように進めてまいりたいと考えています。

もう1点、年間かなりの数の来街者が見込まれる中で、交通負荷ですとか、あるいは一般住宅への配慮が必要ではないかという御指摘です。

こちらにも御指摘のとおりで、交通機関につきましては、今後横浜市による道路整備ですとか、あるいは新たな交通の整備といったものが進んでまいります。これらを前提として、どのように交通を適切に処理できていくかは、県警との協議などもこれから進めながら、具体的な情報提供が図れるように鋭意検討を進めていきたいと考えています。交通については、テーマパークのオープンに向けた基盤だと思っていますので、ここは事業者としてもしっかりと進めてまいりたいと考えています。一般住宅への配慮の部分ですけれども、これも十分に配慮していくことが必要だというふうに思っています。この辺りも今後計画を具体化していくにはどのようなことができるのか、どのようなことをしていかなければいけないのかも含めて、しっかりと検討を進めていきたいと考えています。

【山口委員】 ありがとうございます。よろしく願いいたします。

【奥会長】 ありがとうございます。他はいかがですか。挙手されている方はいらっしゃらないようですね。

私から1点、埋蔵文化財包蔵地について、配慮事項(13)になります。こちら(スライドの43ページ)に「文化財保護法に基づき必要な手続・措置を講じます」とありますが、そもそも土地区画整理事業の方でここは対応されるのではないかと思います。そちらについての情報は、何かお持ちですか。こちらでは土地区画整理事業については言及されていないので、関連事業との関係をどのように整理されているかということなのですけれども。

【事業者】 埋蔵文化財包蔵地につきましては、おっしゃっていただいたとおり土地区画整理事業の方で指定を外していただいた上で、観光・賑わい地区の事業に入っていくものというふうに理解しています。

【事業者】 そういう意味では、もう少し我々としても横浜市から情報共有をいただきながらしっかりと検討を深めていきたいとは考えています。これらとの整合を図っていくことは大前提だと認識しています。

【奥会長】 分かりました。配慮の内容には、関連事業との関係をきちんと踏まえた記述になっていなかったもので、御質問させていただきました。ありがとうございます。

それでは、田中伸治委員どうぞ。

【田中伸治委員】 御説明ありがとうございます。

交通の件に関して、既にいくつか御質問など出ていたかと思うのですが、私も質問させてください。

一つは、駐車場を4,500台くらいの規模で整備する計画という御説明でした。この数字はかなり大規模な駐車場となるので、それだけ車も集中することになると思うのですけれども、この4,500台というのはどのような根拠に基づいて出されたものなののでしょうか。

【奥会長】 まずそちらのお答えをお願いします。

【事業者】 駐車場の規模ですが、国内の同規模程度のテーマパークの駐車場台数などを参考にしながら、設定をさせていただいております。

【田中伸治委員】 分かりました。周辺道路で高速道路と直結するインターチェンジができるなどもあるのですけれども、一方で、一部しか拡幅できないような道路もありますので、周辺の道路ネットワークがそれに耐えるだけのキ

ヤパシティがあるかというところとも関係してきます。確かに来街者がたくさんいるから駐車場もたくさん造らなければいけないという考え方もできるのですけれども、一方で、駐車場をたくさん造ると車で来る人も増えるという関係もあります。周辺の道路ネットワークがそれに耐えるだけの能力があるかどうかということも鑑みて、規模などを検討していただくことは必要かと思っています。

それからもう1点ですけれども、今映していただいているページ（スライドの41ページ）で、立体接続路という言葉もあるので、これは具体的にどの辺りのことを指して、どのような形になるのかを教えてくださいませんか。

【奥会長】

お願いします。

【事業者】

1点、先ほどの駐車場台数については周辺の道路ネットワークの負荷次第ではといった御指摘で、こちらの御指摘はまさにごもっともだと思っております。自動車交通と公共交通の分担といった話もございますし、これは公共交通をどのように想定をしていくか、新たな交通でどのくらい供給力があるかも含めてどのように想定していくかということかと思っておりますので、こういったところもしっかりと横浜市と連携して検討を深めながら、駐車場台数についても検討を深めていきたいと考えています。

それからもう1点、立体接続路の話です。これは（スライドの）8ページの地図を前提にしますと、緑の新たな交通の破線が上に向かって伸びているところですので、この丸の辺りが新たな交通のターミナルになることが想定されています。新たな交通の都市計画市素案説明会の中で既に出ておりますが、この丸の辺りがターミナルになることが想定されています。ここと右側（東側）のピンク色のエリアにテーマパークが基本的にできていくこととなりますが、このテーマパークですとか、あるいは南側には公園もできていきますので、その歩行者の流動、それから環状4号線のさらに左側（西側）の赤い斜線が引いてある（環4西ゾーンの）バスターミナルとの歩行者ネットワークをどのように考えていくかという中で、必要に応じて立体接続路といったものも検討していきます。

すみません、道路の右折立体接続路ですね。

【田中伸治委員】

今の話は歩行者の件でしたか。

【事業者】

はい。道路交通の話でいいますと、新たなインターチェンジの方から観光・賑わい地区と物流地区の間に道路がございまして、これが区画3号線です。テーマパークの駐車場をピンク色のエリア内の右側（東側）に整備する想定になっていまして、インターチェンジを出てから右折で直接入っていける接続路につきまして検討、協議しているということです。こういったことも行いながら交通流の円滑化に努めてまいりたいと考えています。冒頭に別の説明をしまして申し訳ございませんでした。

【田中伸治委員】

分かりました。ありがとうございます。

一つ前にお答えいただきました道路交通と公共交通との分担などについても、計画の一部として今後お示しいただければと思います。その比率をどのように考えておられるかとか、そういったことも示していただけると良いかと思っております。ありがとうございました。

【奥会長】 他はいかがですか。御質問等はありませんか。
他にないようでしたら、事業者の方との質疑応答はここまでとさせていただきます。
事業者の皆様、本日はどうもありがとうございました。御退出をお願いいたします。
(事業者退出)

オ 審議

【奥会長】 それでは、審議に入ります。配慮書は諮問、答申という形ではなく、審査会の意見を聞くということになっておりますので、審査会の意見を聞いた上で配慮市長意見書を作成するということになります。
ここで追加の御質問や御意見がありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。
それでは他に御意見はないようですので、本件に関する審議はこれで終了とさせていただきます。
事務局は、本日御欠席の委員にも御意見の有無を御確認いただくとともに、本日の審議を踏まえ次回以降の審査会で配慮市長意見書の案を提示していただくようお願いいたします。

【事務局】 承知いたしました。

(2) (仮称) 扇町天然ガス発電所建設プロジェクト 環境影響評価方法書について

ア 答申 (案) について事務局が説明した。

イ 質疑

【奥会長】 ただいまの説明につきまして、御質問や御意見がございましたらお願いいたします。答申 (案) に盛り込むべき内容として、今までの御意見がしっかりと盛り込まれておりますでしょうか。いかがでしょうか。
それでは、挙手されている方はいらっしゃらないようですので、修正の必要はないということで、こちらで答申として確定させていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

【委員一同】 (賛同の様子)

【奥会長】 ありがとうございます。それでは、こちらで答申として確定させていただきます。

(3) 家庭系プラスチック資源再商品化プラント建設計画 計画段階配慮書について

ア 計画段階配慮書に対する配慮市長意見 (案) について、事務局が説明した。

イ 質疑

【奥会長】 ただいまの説明につきまして、御意見や御質問がございましたらお願いいたします。よろしいですか。
特に御意見等がないようでしたら、本件は配慮書手続の段階ですので審査会からの答申という形ではありませんが、事務局は、審査会の意見を十分踏まえた上で、配慮市長意見の作成をお願いいたします。

【事務局】 承知いたしました。

【奥会長】 本件に関する審議はこれで終了となります。

(4) (仮称) 深谷通信所跡地公園整備事業及び (仮称) 深谷通信所跡地墓園整備事業
環境影響評価準備書について

ア 指摘事項等について事務局が説明した。

質疑、特になし

イ 補足資料について事業者が説明した。

ウ 質疑

【奥会長】 御説明ありがとうございました。それでは、ただいまの説明内容について、委員の方から御質問や御意見をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

藤井委員、お願いします。

【藤井委員】 御説明ありがとうございます。いくつかあるのですけれども、調査区域内、工事区域内の影響がないということを示してほしかったわけではないのです。まず1つは、(補足資料4ページ「環境省レッドデータリストにおけるカテゴリーと判定基準」の定量的要件で示されている) 50%はあくまでも日本全国の中での絶滅危惧種が、Ⅱ類からⅠB類に上がるための条件の判断基準であって、このようなところで使われる数字ではないと思います。ですからこの50%を基準にすること自体も少しおかしいのではないかと思うのですが、それ以前に、「(対象事業実施区域)外にあるからなくなってもいいという表現をもう少し考えた方がいいのではないですか」という話をしていたので、それについて、どのように書きぶりを考えていくかのお答えをいただきましたかと思っています。外部の人の感情をあおるような話は、絶対にやめた方がいいです。理屈を述べてなくなってもいいのだという話ではなく、なくなるのは仕方ないとして、ここにミティゲーションの話も書いてあるので、その話を重点的に出すような書きぶりにしますという回答をいただきましたかと思っています。

もう1つ、(補足資料13を)読んでいて、二次林、里山環境、薪炭林として維持されたコナラ群落が重要という解釈で進めるのであれば、今残っているコナラ群落が、調査の結果、昔の里山の薪炭林としてのポテンシャルが元々あったところが、遷移によってササに覆われてしまって環境が変わっている状態ということであれば、前の種子の話も考えなくてはいけなくなると思うのです。ササに覆われたような場所で過去はすごく良かった環境だけでも変質してしまった場所を、切り開いて光を入れてあげると、前の種子が残っていて、その下から希少な植物が出てくる可能性があるのではないかと思います。そう考えたときに、コナラ群落を(対象事業実施区域)外にあるからといって、そのまま全部、調べもせずになくしてしまうのがいいのかという話になると思うので、今あるコナラ群落がどういうものなのかを、もう少し正確に調べた方がいいのではないかと思います。以上です。

【奥会長】 ありがとうございます。

事業者の方、ただいまの御指摘に対して、お答えなどありましたらお願いいたします。

【事業者】 表現の根拠として、レッド(データ)リストの関係で、指標という形でお示しをさせていただいたのですけれども、委員の文言の書きぶりはいかがですかというお話だったので、こちらについては一旦持ち帰りをさせていただいて、表現等をどうするかも含めて、後日回答をさせてい

ただ形にしたいと思いますが、いかがでしょうか。

【奥会長】 それでお願いいたします。

【事業者】 「コナラ群落の現状がどうですか」というところで、もう少し現地の調査が必要かどうかも含めて、こちらにつきましても一旦持ち帰らせていただいて、確認した上で改めて回答をさせていただく形にしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

【藤井委員】 よろしく申し上げます。

【奥会長】 そのようにお願いいたします。藤井委員、他によろしいでしょうか。

【藤井委員】 酒井委員の方が先に（手を）挙げられているので、酒井委員の方に。

【奥会長】 では、酒井委員の方から申し上げます。

【酒井委員】 藤井委員御指摘をいただいて、ありがとうございます。

これはおかしいです。面積の50%以上が（改変され）ないから大丈夫というその根拠に「絶滅危惧I B類の定量的要件」を持ち出すというのは明らかにおかしいです。全く違う文脈です。たまたま数字が近いところだから拾っているだけで、これを真面目に考えれば、この絶滅危惧の分類を見れば分かるように「過去10年間、もしくは3世代のどちらか長い期間を通じて」と書いてあります。コナラの世代時間を御存知ですか。全然考えていないのではないですか。コナラ3世代の時間スケールでもって考えたら、横浜市でも、もしかすると、少なくともこの地域で50%減っている可能性があってもおかしくはないです。そうしたら、事業者はコナラがすごく重要なので、何とかしなければいけないものだという理屈も成り立つ話かもしれないです。生半可に、そのようないい加減なことをやってはいけません。個人的には、なくなる部分について、それほどまでに重要で、大変貴重だから何が何でも残さなくてはならないとは思わないです。残す部分のわきみずの森が良いところというのは現地を見て私も何となく知っているのですが、そこに残って良いのではないのか、代替のコナラ林を新たに作ってくださるということで、それで良いのではないかと考えています。しかし、その理屈に何かよく分からない、学術的に全く話の通らないものを持ち出すというのは、藤井委員がおっしゃったように、現地の人々の神経を逆なでしているんじゃないか話です。真面目にやっていたらだかかないと。アセス制度を甘く見てもらっては困りますという話です。

「持ち帰って検討させていただきます」と（事業者が）言いましたけれど、絶対、真面目に検討してください。よろしく申し上げます。

【奥会長】 ありがとうございます。今の御指摘もしっかり踏まえて、真摯な御検討をお願いいたします。

【事業者】 ありがとうございます。

【奥会長】 他はいかがですか。

本日の補足資料に限らず準備書全般についての御指摘、御意見がありましたらお願いします。

藤井委員、お願いします。

【藤井委員】 別件の話なのですが、準備書で気になった点があります。準備書6.2-30（ページ）の表6.2.1.19で、注目すべき種（鳥類）が挙げられているのですが、この表のリストアップについて、指摘というかコメントなのですが、神奈川県レッドリスト（神奈川県レッドデータ

生物調査報告書 2006) を選定基準に挙げています。この表 (6.2.1.19) で言うと、一番右の (選定基準及びランク) 6 番に当たるもので、神奈川県では、この (表の) 下の注意書きにも書いていますが、繁殖期と非繁殖期に分けてレッドリストで、希少種の区分分けをしています。何かというと、同じ種だからといって繁殖期と越冬期だと、その場 (所) にいた意味が変わってくるので、誤解を与えないように、繁殖期と非繁殖期に分けて、ランク付けをしているわけです。

そうやってきたときにその対象ではない、例えば、ここで挙がっている「ホオアカ」は、もし繁殖期に確認された場合は、CR+EN (絶滅危惧 I 類) という扱いになっていると思うのですが、ここでは、冬季でしか確認がされていないのに、「ホオアカ」をリストアップしています。そのようなことが幾つか出てくるので、神奈川県レッドデータブックの本来の意味を取って考えるのであれば、繁殖期が対象になっているものについて、越冬期だけに観察されたのであれば、リストアップをするべきではないですし、逆も然りだと思います。こういうところで挙がってくると誤解を与えてしまう可能性が大きいので、「繁殖期と非繁殖期を分けているものが該当する時期に観察された場合はリストアップする」という形にするべきではないかなと思います。

例えば、「キビタキ」については春なので、どちらでも採れるという状況もあるかもしれないですけど、そのような場合は注意書きで「キビタキについては確認されたけれども、渡りの移動期の話なので、繁殖期に該当しません」のような言い方もできると思いますし、その辺をしっかりと区分して、書かないものを書かないとしていかないと、何でもかんでも挙げると、誤解を与えることになってしまいますので、そのような形にした方が良かったと思います。以上です。

【奥会長】 ありがとうございます。こちらは事業者の方、お答えはございますか。

【事業者】 こちらについては、コンサルタントの方からお答えさせていただきます。

【奥会長】 はい、お願いします。

【事業者】 今委員がおっしゃった件、確かに分かりやすいといえますか、もう少し突き詰めた形での表現というところで、そのような整理をしたいと考えてございます。以上でよろしいでしょうか。

【奥会長】 藤井委員、いかがでしょうか。

【藤井委員】 基本的には誤解を招かないような表記が必要だと思うので、あえて対象でないものを入れる必要はないと思います。その辺の整理をお願いできればと思います。よろしくお願いします。

【事業者】 承知しました。

【奥会長】 では、そちらはお願いいたします。

他の方はいかがでしょうか。藤井委員は以上でよろしいですか。他に御指摘はございますか。

【藤井委員】 ないです。

【奥会長】 他の方はいかがでしょうか。準備書全般にわたって何かございましたら、お願いいたします。

横田委員、お願いします。

- 【横田委員】 先ほどの補足資料でも気になったので、評価に関する書き方でお伺いしたいと思いました。動物と植物ですけれども、動物の評価に関する書き方を拝見すると、(準備書) 6.2-63 ページ、【供用時(施設の存在・土地利用の変化)】の下の方に、「保全のための措置を行う予定であり、生息環境への影響の低減及び回避ができるものと考えます。」とありまして、こちらは「回避」という言葉が使われています。これは、供用時で「回避」されるのはどういうことかというのが不明瞭に思いましたので、お伺いしたいと思いました。これだけの規模の動物への影響を全般的に「低減、回避」できると言うことができるのかです。当然トレードオフがあって、影響を「回避」できないものとか、「低減」できないものがある中で、「回避」しようとしてできるもの、「低減」できたもの、そのような形で生き物のタイプに応じて効果に対する評価が変わってくるのではないかと思うので、その点を伺いたいと思いました。
- 植物の方を拝見すると、(準備書 6.2-93 ページに)「植物相や植生の多様性を維持または回復すること。」は達成されるものと考えます」と書いてあります。ここで「維持」という言葉が出てくるのですけれども、この「維持」は一体何を指しているのかということです。表現が非常に不明瞭に思いましたので、お伺いしたいと思いました。
- 【奥会長】 お答えをお願いいたします。
- 【事業者】 ありがとうございます。こちらについてもコンサルタントから回答させていただきます。
- 【事業者】 基本的に供用時においては「回避」という言葉は適切ではないと今考えてございますので、その辺りの表現も、先ほどの御指摘と含めて、今一度見直しをさせていただければと考えさせていただきます。
- 【横田委員】 植物の方の「多様性を維持する」という目標が達成される、維持が目標というのは、どのようなことを達成されるのかも教えてください。(準備書) 6.2-93 ページの一番最後の文章です。
- 【事業者】 こちらも、工事中は植物にとっては改変するということがございまして、なかなか「維持」をするところは言及しがたいのかと思っております。この事業、基本的にはミティゲーションによって環境回復効果があるので、代償というか、それを目指しているところでございまして、「維持」という表現につきましても、見直しを検討させていただければと思います。
- 【横田委員】 目標設定に使われている言葉が、適切ではない部分があったのではないのかなと思ひまして、指摘をさせていただきました。この部分、検討をいただければと思います。
- 【事業者】 ありがとうございます。
- 【奥会長】 同様の表現が(準備書) 6.2-109 (ページ)、供用時の一番最後の文章にもあります。私もここは少し違和感を覚えていました。
- 【横田委員】 こども同じです。
- 【奥会長】 同じですよね。こう言うは何ですけれども、同じような表現を深く考えることなく使われているのかと思いますので、全体的にしっかりともう一度精査をしていただいて、表現を改めるべきところは改めるという方向で、御検討をいただければと思います。同様の表現が他にもありそうな気がしますので、お願いいたします。

【事業者】 ありがとうございます。

【奥会長】 他はいかがでしょうか。よろしいですか。

本事業につきましては、他に事業者の方に対して伺うべきことがないようでしたら、本日はここまでとさせていただきます。

事業者の皆様、どうもありがとうございました。一度ここで御退出をお願いいたします。

(事業者退出)

エ 審議

【奥会長】 それでは審議に入ります。追加の御質問や御意見等がありましたら、お願いいたします。大丈夫でしょうか。

本件に関しては、公開対象の調査審議はここまでということになります。本件につきましては、次回も審議を継続といたします。

この後、本案件において不開示情報を含む審議が継続されるということで、この後審議をしていただくということになっておりますので、事務局に一度お返しいたします。

【事務局】 それでは、ここから、不開示情報が含まれる事項を審議しますので、非公開とさせていただきます。

恐れ入りますが傍聴の方、ここで御退出をお願いします。また、YouTubeによるオンラインの配信も終了いたします。

(傍聴者退出)

2 議題（非公開審議） ※不開示情報に該当しない内容のみ掲載しています。

(1) (仮称) 深谷通信所跡地公園整備事業及び(仮称) 深谷通信所跡地墓園整備事業環境影響評価準備書について

ア 非公開審議について事務局が説明した。

質疑、特になし

イ 環境影響評価準備書【非公開版】について事業者が説明した。

ウ 質疑

【奥会長】 では、横田委員お願いいたします。

【横田委員】 「集約化」という言葉が出てきました。「2.9 ヘクタールの草地を、まとまった草地保護区として集約化します、集約化しますので質が高くなります」ということなのですからけれども、元々の草地が 2.9 ヘクタール以上あります。これを集約化して、「質が高くなるから大丈夫です。」という書き方がすごく気になるところで、集約化して大丈夫になるということは、元々の草地よりも、より質の高いものをここで確保することになるのですか。質×量でバランスを取りますよというようなことであれば、ここでの草地保護区に関しては質を高めるということなのですか。

【事業者】 この草地保護区については、高茎を中心として整備する想定をしておりますけれども、一部低い草地等も含めて、今ある深谷の環境をここにギュッと草地環境を還元するというところで想定して書いております。

【横田委員】 ギュッとすると影響が大きくなると思うのです。これで最小限にとどめることができるという根拠にならないのではないかと思います。いろいろなものがひしめき合ってしまったら、個別の種に対するニッチが確保できなくなって、集約化ということをここであげるのは、ネガティブ

な話なのではないですか。むしろその繋がりをどう確保するか、そのような観点の方が大事なのではないかというのが気になったことです。

随所に、工区を3区分にして段階的に実施するので大丈夫です、という書き方もされているのですが、3区分にするのだったら、最初に復元対象地を作ってくれるのですか、ということも、やはり大事になってくるのです。きちんとプラスにしておいてから下げますかという話です。下げ切った後にプラスにしたところで、十分な生息環境の共存はできないと思います。1回全部インパクトを受けてしまいます。そこも1つ気になったところで、先に復元的な措置を取ってくれるのですかということであったり、確保してくれるのですかというようなことを、ぜひ教えていただきたいと思いました。

【奥会長】 いかがでしょうか。今の御指摘についても改めて整理した上で回答されますか。

【事業者】 そうですね、3段階の整備の案は一応できているのですが、その辺りも一旦持ち帰って確認をしながら、後日また改めて回答をさせていただきます。

【奥会長】 横田委員、よろしいですか。

【横田委員】 以上です。

【奥会長】 他はいかがでしょう。よろしいですか。

非開示情報となる部分に関連して、他に特に御質問等ないようでしたら、事業者の方との質疑応答はここまでとさせていただきますが、よろしいですか。では、そのようにさせていただきます。

事業者の皆様、本日はどうもありがとうございました。御退出をお願いいたします。

(事業者退出)

エ 審議

【奥会長】 それでは審議に入ります。非開示情報とする部分に関連して御質問、御意見が追加でございましたらお願いいたします。いかがでしょうか、よろしいでしょうか。

本件に関する調査審議は、本日はこれで終了となりますけれども、本件については、次回以降も継続審議となりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

本日の審議内容につきましては、後日会議録案で御確認をいただきますよう、お願いいたします。本日予定しておりました議事は、予定時刻よりも早く終了いたしましたので、事務局にお返しいたします。

【事務局】 本日の審議はこれで終了といたします。

- 資料
- ・(仮称)旧上瀬谷通信施設観光・賑わい地区開発事業に係る配慮市長意見書作成のための意見聴取について(依頼) 事務局資料
 - ・(仮称)旧上瀬谷通信施設観光・賑わい地区開発事業 計画段階配慮書に係る手続について 事務局資料
 - ・(仮称)旧上瀬谷通信施設観光・賑わい地区開発事業 計画段階配慮書の概要 事業者資料
 - ・(仮称)扇町天然ガス発電所建設プロジェクト 環境影響評価方法書に

係る答申（案） 事務局資料

・家庭系プラスチック資源再商品化プラント建設計画 配慮市長意見
（案） 事務局資料

・（仮称）深谷通信所跡地公園整備事業及び（仮称）深谷通信所跡地墓園
整備事業 環境影響評価準備書に関する指摘事項等一覧 事務局資料

・（仮称）深谷通信所跡地公園整備事業及び（仮称）深谷通信所跡地墓園
整備事業 環境影響評価準備書に関する補足資料 事業者資料